

京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第116号）（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、無鄰菴の入場料及び使用料の適正化を図る必要があるため、京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例の一部を改正することとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第116号

京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例の一部を改正する条例

京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例の一部を次のように改正する。

別表第3無鄰菴の項中「400」を「410」に改める。

別表第4使用料の欄中「3,000円」を「3,080円」に、「3,500円」を「3,600円」に、「5,000円」を「5,140円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)